

安全運航とお客様の安全を確保するための設備

ガリンコ号 III IMERU

お客様が安心して船旅を楽しめますように、命を守るための設備と弊社の安全に対する取り組みをご案内いたします。

救命設備

救命胴衣（大人用） 245 着



（子供用） 24 着



（幼児用） 6 着



※救命胴衣を最大定員分搭載しており子供用と幼児用の救命胴衣も法に基づく数量を搭載

救命胴衣（シート下収納状態）



救命浮環（うきわ）



※自己点火灯付 2 個 計 4 個

膨張式救命いかだ



※50 名乗 × 5 艘（屋根・囲い付）

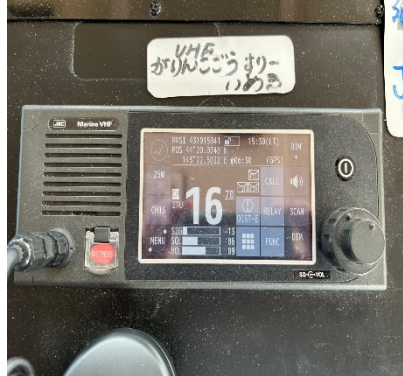
無線通信設備

船舶衛星電話



※通話圏外のない電話機

VHF 国際無線電話



※非常時に海上保安庁の巡視船、自衛隊艦船、他船と連絡がとれる無線装置

VHF 双方向無線機（救命いかだ用）



衛星 EPIRB（イ・パーブ）非常用位置指示無線標識装置



※海難事故が発生した現場の位置を海上保安庁や他船に正確に知らせるための無線装置

船体整備

流氷観光終了後の4月、毎年一度実施の中間検査と5年に一度実施の定期検査の他、船体と機関（エンジン）の修理、修繕作業を行います。船体に損傷がないか確認後、消耗部品の交換とさびを落として化粧直し（塗装）を行います。機関（エンジン）は、メーカーと法の規定に基づく消耗部品等の交換、機器関係が正確に作動するか確認します。



船体、機関（エンジン）の修理修繕の他、無線機器関係、救命いかだ等救命機器の点検と修理を毎年一度行い、国土交通省運輸局（JG）の船舶検査官による厳格な検査を受検します。



※EPIRB（イ・パーブ）の点検・修理



※運輸局（JG）の船舶検査官による船舶検査

※船舶検査の最終段階は、船舶を航行させ運輸局の船舶検査官が同乗して行う検査（海上試運転といいます）を実施します。以上、一連の作業と船舶検査合格によりお客様に対する安全が約束されます。

安全のための取り組み

ご乗船されるお客様への安全確保と無事故で快適な船旅を約束するため、以下の安全方針に基づき日々取り組みを行っております。

○安全方針

当社は、安全最優先を社是とし、お客様に安心してご利用いただける海上輸送サービスを提供します。

- ・日頃から良好なコミュニケーションを図り、安全で快適な職場環境を実現します。
- ・指揮命令系統を明確にするとともに、責任ある体制を構築し、適格な企業統治のもと行動します。
- ・PDCA サイクルを機能させ、事故の未然防止策を講じるなど、安全対策を不断に見直します。
- ・安全・安心を確保するため、1人ひとりがルールを遵守し、正則作業を確実に遂行できる人材を育成します。

安全点検・乗組員教育・非常時を想定した訓練について

○発航前検査（はっこうまえけんさ 船員法第8条）

日々船員が出航前に行う点検・検査です。船体に損傷がないか、傾きと沈み方に異常はないか、航海計器エンジン、機器類が正常に作動するかを確認して記録簿に記載します。

○船内巡視

お客様が乗船中は、船内に異常がないか航行中適時見回りを行います。

○定点連絡

各航路の折り返し地点、入港前の所定の地点の他、気象海況に変化が生じた場合、陸上の事務所に風速、波の高さ（海上模様）などの報告を行います。

○定期的な非常時訓練

毎年、膨張式救命いかだを使用しての退船訓練（船から脱出する際の避難、乗客の誘導訓練）、防火訓練等の総合的な訓練を実施しています。月に一度、防火訓練、日々点検している救命設備を更に詳しく点検します。

